

事業報告書・事業実績報告書作成の手引き

対象事業者：

一般貨物自動車運送事業を営んでいる者すべて（事業規模、法人・個人に関係なく）

提出しない場合・虚偽の報告をした場合、貨物自動車運送事業に基づき、100万円以下の罰金に処する場合があります。監査の際に初回違反は10日車、再違反の場合は30日車の行政処分が課される場合があります。

1、提出時期

事業報告書・・・毎年、決算日から100日以内

事業実績報告書・・・毎年、7月10日（全事業者共通）

2、提出先

一般・特定貨物自動車運送事業者・・・主たる事務所がある地方の運輸局長あて
（所轄の運輸支局を経由することもできます）

特別積み合わせ貨物運送事業者・・・国土交通大臣あて

（2以上の地方運輸局長に係る100キロ以上の運行系統を有する事業者）
（所轄の運輸局を経由することもできます）

3、記入に当たってのポイント

事業報告書

- ・ 貸借対照表と損益計算書については事業者独自のものでもよい。

事業実績報告書

- ・ 事業内容及び事故件数を忘れずに記入してください。
- ・ 霊きゅう事業者の場合、単位は（体）で示してください。